

岩手県告示第 642 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 9 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姉帯戸田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町姉帯字名子根 84 番 1 地先から字面岸沢 29 番 1 地先まで	新	A 18.0~7.8 m	m 670.0
	旧	A 18.0~7.8	670.0
		B 36.8~7.0	620.0
二戸郡一戸町面岸字一本木 131 番 62 地先から 131 番 127 地先まで	新	17.0~11.0	19.0
	旧	17.0~10.4	19.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 二戸地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 20 年 9 月 5 日から同年 10 月 5 日まで